

第6章 その他の耐震改修等を促進するための事項

1. 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

「地震発生時に通行を確保すべき道路」は、「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」（令和2年3月）で指定され、町内を通る第1次緊急輸送道路が対象となります。

これらの道路沿いにある通行障害建築物は約60棟あり、そのうち新耐震基準前に建築され耐震化されていない建築物の耐震化を促進するため、必要な援助を実施できるよう検討していきます。
なお、神奈川県地域防災計画において指定されている第1次緊急輸送道路は、次の4路線です。

■二宮町を通る第1次緊急輸送道路

- ・国道1号
- ・国道271号（小田原厚木道路）
- ・国道1号（西湘バイパス）
- ・県道71号（秦野二宮線）

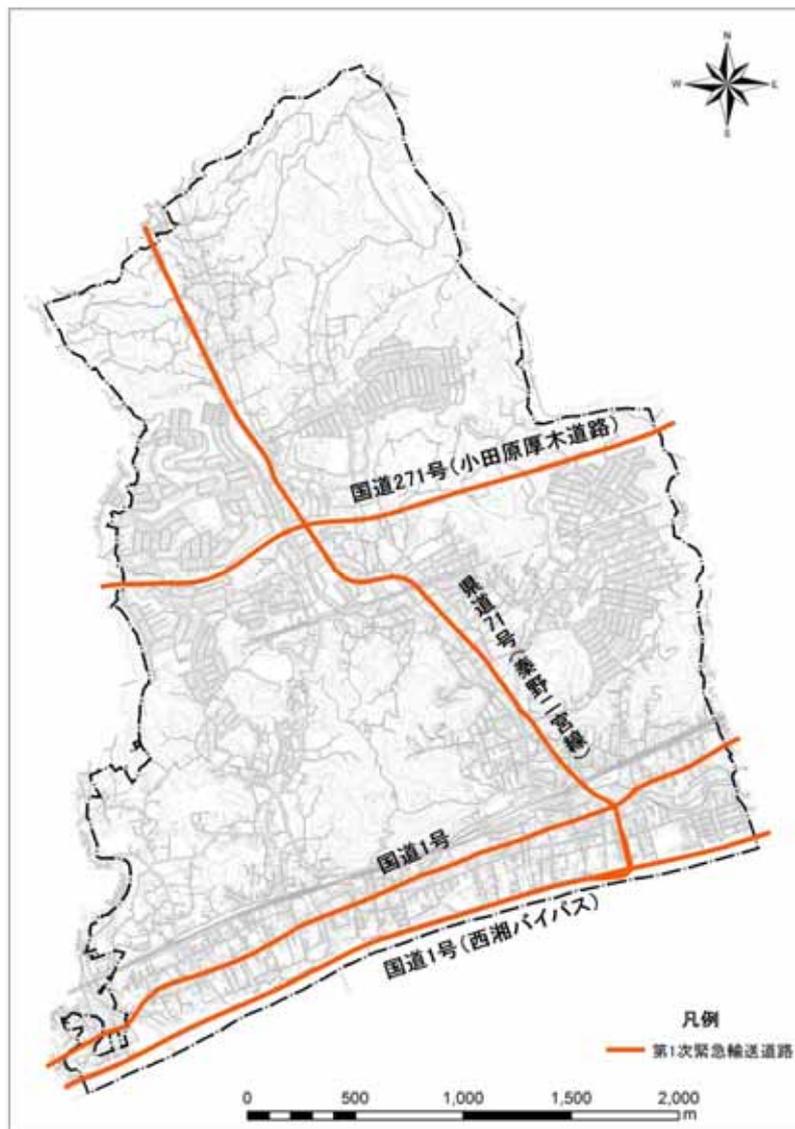


図6-1 二宮町を通る第1次緊急輸送道路

2. 危険物を取り扱う建築物の耐震化に関する事項

耐震改修促進法第14条第2号に定める「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」に該当する町内の施設では、灯油、軽油、ガソリン等を貯蔵しており、貯蔵施設は地下埋設のタンク貯蔵です。

これらの施設について、耐震化を図る必要があるものについては、耐震化への指導を行っていきます。

3. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

町は、以下の建築物から「優先的に耐震化に着手すべき建築物」について検討し、該当する建築物の指定や、所有者や賃借人等の意識を向上させ、建築物所有者等が耐震改修等の措置を講じるよう促します。

■優先的に耐震化すべき建築物

- ・生活の基盤となる建築物（住宅等）
- ・災害対策上重要な機能を果たす建築物（町役場庁舎、避難所となる学校等の公共施設）
- ・災害時に多大な被害につながる恐れがある建築物（危険物貯蔵場等）
- ・多数の者が利用する建築物（大型スーパー等）
- ・倒壊により緊急車両の通行や住民の避難、緊急物資の輸送に影響が出る建築物

4. 重点的に耐震化すべき区域の設定

町は、以下のような地域から「重点的に耐震化すべき区域」を検討し、まちづくりに反映していきます。

■重点的に耐震化すべき区域

- ・古い木造住宅等の密集地域
- ・地域の防災拠点となる区域
- ・被害の発生しやすい地域（軟弱な地盤の地域、断層に近い地域等）